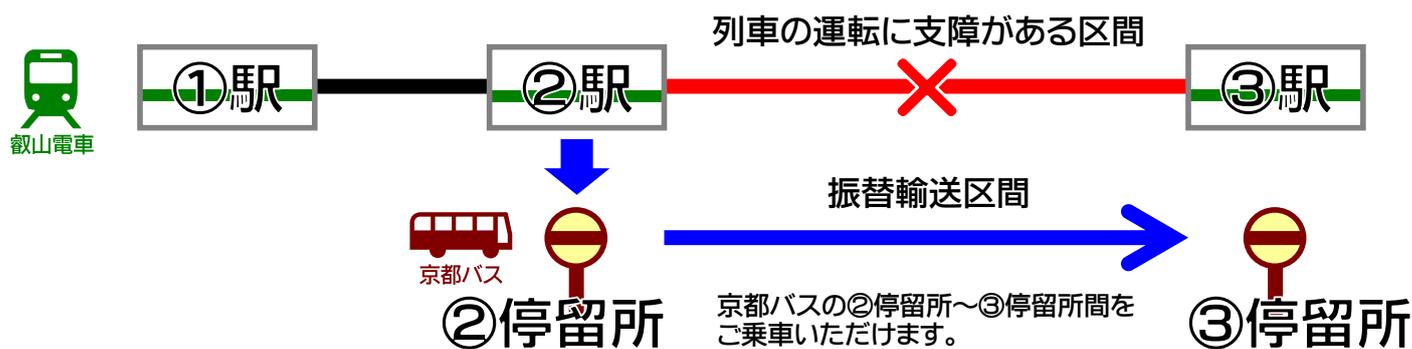


振替輸送のご案内

振替輸送とは、**お客さまが不通区間に有効な乗車券をあらかじめお持ちの場合**で、列車の運転に支障があった際、当社が京都バスに依頼して、お客さまの所持する乗車券の区間内を他の経路によりご利用いただくものです。

【振替輸送のご利用方法】 ※運行不能時、ただちに実施するものではありません。支障の程度や状況等により振替輸送の実施の有無や範囲は変わりますので、その都度ご案内します。

① 例) お客さまが当社線の①駅からご乗車の後、②駅～③駅間で支障が発生した場合。



お持ちの乗車券	○ 振替輸送の対象となるもの	✕ 振替輸送の対象とならないもの
 <p>普通乗車券・回数券</p>	<p>運行不能となる前に 入場(ご乗車)されたもの</p>	<p>運行不能となった後に 入場(ご乗車)されたもの</p>
 <p>定期券</p>	<p>券面区間に支障区間 (運行不能区間)が 含まれているもの</p>	<p>券面区間に支障区間 (運行不能区間)が 含まれていないもの</p>
 <p>ICカード</p>	<p>ICカード(PiTaPa・ICOCA他、全国相互利用対応カード)およびPiTaPa登録型割引は、入場前・入場後(ご乗車中)にかかわらず振替輸送の対象外です</p>	

振替輸送の対象となる乗車券をお持ちでないお客さまは振替輸送をご利用いただけません。

※支障の程度や状況等により振替輸送の範囲は変わります。

【例】宝ヶ池～八瀬比叡山口間の運転に支障があった場合、振替輸送は京都バス宝ヶ池～八瀬駅前間となります。

※振替輸送区間以外の経路・交通手段（お客さままで手配されたタクシー等）をご利用される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

